

「自杀総合対策大綱」（概要）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

平成28年の自殺対策基本法の改正や我が国の実態を踏まえ抜本的に見直し

第1 自殺総合対策の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

▼自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自杀リスクを低下させる

阻害要因：過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等
促進要因：自己肯定感、信頼できる人間関係、危機回避能力等

第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識

▼自殺は、その多くが追い込まれた死である

▼年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

▼地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通して推進する

第4 自殺総合対策における当面の重点施策

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

2. 国民一人ひとりの気つきと見守りを促す

3. 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する

4. 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る

5. 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する

6. 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

7. 社会全体の自殺リスクを低下させる

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

9. 遺された人への支援を充実する

10. 民間団体との連携を強化する

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

第5 自殺対策の数値目標

▶先進諸国との現在の水準まで減少させることを目指し、平成38年までに、
自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少

(平成27年18.5 ⇒ 13.0以下)

(WHO: 仏15.1(2013)、米13.4(2014)、独12.6(2014)、
加11.3(2012)、英7.5(2013)、伊7.2(2012))

第3 自殺総合対策の基本方針

- 生きることの包括的な支援として推進する
- 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に運動させる
- 実践と啓発を両輪として推進する
- 国、地方公共団体、関係団体、民間団体、企業及び国民の役割を明確化し、その連携・協働を推進する

第6 推進体制等

- 国における推進体制
- 地域における計画的・組織的管理
- 施策の評価及び監督
- 大綱の見直し

自殺総合対策における当面の重点施策（ポイント）

●自殺対策基本法の改正の趣旨・基本的施策及び我が国の自殺を巡る現状を踏まえて、更なる取組が求められる施策 ※各施策に担当府省を明記 ※補助的な評価指標の盛り込み（例：よりそいネットや心の健康相談統一ダイヤルの認知度）

※下線は旧大綱からの主な変更箇所

1. 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する

- ・地域自殺実態プロファイラー、地域自殺対策の政策バックナシの作成
- ・地域自殺対策計画の策定ガイドラインの作成
- ・地域自殺対策推進センターへの支援
- ・自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

2. 国民一人ひとりの気つきと見守りを促す

- ・自殺予防防圖問と自殺対策強化月間の実施
- ・児童生徒の自殺対策に資する教育の実施（SOSの出し方にに関する教育の推進）
- ・自殺や自殺関連事象等に関する正しい知識の普及
- ・うつ病等についての普及啓発の推進

4. 自殺対策に関する人材の確保、養成及び資金の向上を図る

- ・専門家等に関する専門家などを養成する大学や専修学校等と連携した自殺対策教育の推進
- ・自殺対策の連携調整を担う人材の養成
- ・かかりつけ医の資質向上
- ・教職員に対する普及啓発
- ・地域保健・産業保健スタッフの資質向上
- ・ネットキーパーの養成
- ・家族や知人等を含めた支援者への支援

6. 順切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする

- ・精神科医療、保健、福祉等の連携性の向上、専門職の配置
- ・精神保健医療福祉サービスを担う人材の養成等
- ・うつ病、統合失調症、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者の対策

5. 心の健康を支緩する環境の整備とひの健康づくりを推進する

- ・職場におけるメンタルヘルスに対する推進
- ・地域における心の健康づくりの推進体制の整備
- ・学校における心の健康づくりの推進体制の整備
- ・大規模災害における被災者の心のケア、生活再建等の推進

10. 民間団体との連携を強化する

- ・民間団体の人才培养事業にに対する支援
- ・地域における連携体制の確立
- ・民間団体の相談事業に対する支援
- ・民間団体や自殺多発地域における取組に対する支援

11. 子ども・若者の自殺対策を更に推進する

- ・いじめを苦にした子どもへの自殺の予防
- ・学生・生徒への支援充実
- ・SOSの出し方に関する教育の推進
- ・若者の特性に応じた支援の充実
- ・知人等への支援

12. 勤務問題による自殺対策を更に推進する

- ・長時間労働の是正
- ・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ハラスメント防止対策

8. 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ

- ・地域の自殺未遂者支援の拠点機能を担う医療機関の整備
- ・医療や地域の連携性による包括的な未遂者支援の強化
- ・居場所づくりの運動による支援
- ・家族等の身近な支援者に対する支援
- ・学校・職場等での事後対応の促進
- ・遺族の自助グループ等の運営支援
- ・学校・職場等での事後対応の促進
- ・遺族等の総合的な支援提供の推進等
- ・遺族等に対する公的機関の職員の資質の向上
- ・遺児等への支援

7. 社会全体の意識リスクを低下させる

- ・ICT（インターネットやSNS等）の活用
- ・ひきこもり、原発虐待、性犯罪等の被害力の被害者、ひどい被害の充実
- ・妊産婦への支援の充実
- ・相談の多様な手段の確保、アウトリーチの強化
- ・関係機関等の連携による情報共有の周知
- ・自殺対策に資する居場所づくりの推進

